

令和3年度『専修学校月額奨学金』 奨学生募集要項

(令和3年4月に専修学校の1年に進学した方が対象)

公益財団法人 秋田県育英会

令和3年度の本会奨学生を次のとおり募集します。

◇募集奨学金の種類

専修学校月額奨学金

- ・所得制限あり
- ・他の給付型奨学金・本会入学一時金との併用可（他の貸与型月額奨学金との併用不可）

◇応募資格 ※次のうち①～④を満たしていること

- ①秋田県出身者であること。※詳しくは【別添】補足説明Ⅰ応募資格についての説明①を参照
- ②令和3年4月に、学校教育法に定める専修学校専門課程（ただし、大学進学を目的とした課程及び通信制を除く。以下、「専修学校専門課程」という。）に入学し1年に在学していること。
- ③高校卒業後3年以内の者、高卒認定者は中学校卒業後6年以内の者であること。
- ④学資の支弁が困難と認められること。

○申込み可能な世帯収入例（父母が給与収入、本人が私立・自宅外の場合）

世帯人員	収入例1		収入例2	
	父	母	父	母
3人(父、母、本人)	855万円	65万円	613万円	300万円
4人(父、母、本人、大学生の兄(私立・自宅外))	1035万円	65万円	843万円	300万円
5人(父、母、本人、大学生の兄(私立・自宅外)、中学生の妹)	1081万円	65万円	889万円	300万円

(父母の特別控除後の認定所得金額合計が300万円以下であること)

認定所得金額は税法上の所得とは異なります。詳しくは【別添】補足説明Ⅰ応募資格についての説明「③所得の算出方法について」を参照、又は本会事務局へ問い合わせてください。

※奨学金の併用についてよくご注意のうえ、お申込みください。

○日本学生支援機構等、他団体の奨学金に申込みすることは構いませんが、本会の「専修学校月額奨学金」については、他団体の貸与型月額奨学金との併用はできません。どちらも採用となった場合はいずれか選択していただくこととなります（他団体の給付型奨学金との併用は可）。なお、本会の専修学校入学一時金については、他団体の奨学金と併用が可能です。

	他団体の貸与型月額奨学金	他団体の給付型奨学金	専修学校入学一時金
専修学校月額奨学金	×	○	○

◇申込期間 令和3年5月6日（木）～5月25日（火） 本会必着
(※郵送でも持参でも構いません)

◇募集人員 10名程度 選考により奨学生を採用します。
(応募者全員が奨学生に採用されるとは限りません。)

◇貸与月額等

- ①貸与月額 : 50,000円
- ②貸与期間 : 申込者の在学する専修学校専門課程の正規の最短修業年限とします。
- ③貸与方法 : 隔月に2ヶ月分ずつ秋田銀行の奨学生本人名義の預金口座へ振り込みます。

◇提出書類 (別添の補足説明を必ずお読みください。)

① 貸与申込書 (募集要項に添付の「第1号様式」)

本会ホームページからもダウンロード可。URL <http://www.akita-ikuei.jp>

【注意】連帯保証人は民法で定める親権者又は後見人としてください。

② 申込者の家族の方(同一生計の方)全員の「住民票」

- 令和3年4月以降に発行されたもの
- 本籍地・続柄が記載されているもの
- マイナンバーは不要です

※別生計者が記載されている場合、別生計者の氏名の横に「別生計」と記載してください。

※単身赴任等で別に暮らしているが申込者と同一生計の場合は、住居を構えている先の住民票が必要です。ただし、高校生以上の学生(予備校含む)の分は不要です。

③ 申込者の在学証明書(第2号様式)

④ 申込者の家族で、高校生以上の学生(含予備校)の方の在学証明書の原本、又は学生証の写し

⑤ 申込者の父母それぞれの令和2年分の収入(所得)金額が分かる書類

(ア)給料所得者(含パート・アルバイト)、年金受給者・・・「令和2年分源泉徴収票の写し」

(イ)自営業・その他・・・「令和2年分確定申告書(第一表及び第二表)の写し」、または「令和3年度市民税・県民税の申告書の写し」

(ウ)収入のない方

- 令和2年1月以降、退職・解雇等により収入がなくなった場合
- ・・・「退職日が記載されている源泉徴収票の写し」、または「雇用受給者証の写し」

- 令和2年1月以前より今現在にかけて無職(無収入)の場合

- ・・・「令和3年度市民税・県民税の申告書の写し」等の収入が確認できる書類(収入が0になっているものに限り)

上記(ア)または(イ)に該当する方で、令和2年1月～今現在に転職・就職等した場合は、別添「別紙1 令和2(令和3)年分(就職・転職・開業)に伴う収入等見込額調書」を提出してください。

【注意】

本申込みに必要な令和2年分の書類は、「令和3年度」または「令和2年分」と記載があります。※「令和2年度 所得証明書」は提出書類として認められません。

⑥ 控除に関する書類(次のいずれかに該当方のみ提出ください)

(ア) 家族(同一生計者)の中に障害者手帳を有する方がいる場合は、その手帳の写し

(イ) 両親のいずれかが単身赴任している場合は、その事実が分かるものと、家賃の実負担額が分かるもの

(ウ) 家族(同一生計者)の中に長期療養中の方がいて、医療費控除を申告している場合は、令和2年分確定申告書(第一表及び第二表共に必要)の写し

(エ) 火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯は、り災・被災証明書と令和2年中に支出した被害額等が分かるもの。保険等で補填された場合はその額が分かるもの

⑦ 調査書(卒業高等学校長の証するもの)【開封無効】 ※成績証明書ではありません。

高卒認定の方は合格成績証明書(文部科学省発行)及び成績証明書(高校で取得した単位がある場合)

◇採用通知

6月下旬（予定） 応募者全員に、採用の可否を文書で通知します。

◇返還

①返還期間

貸与期間の3倍の期間内とします。（無利息です。ただし、正当な理由がなく、最終返還期間が過ぎても返還されなかった額については、年率5%の延滞利息が課されます。）

②返還方法

○貸与期間終了後、6ヵ月間の据え置き期間があります。

○年賦（7月又は12月の年1回払い）、半年賦（7月・12月の年2回払い）、又は月賦で奨学金の振り込み口座と同じ口座から振替により返還していただきます。

- ・年賦…1回あたり200,000円
- ・半年賦…1回あたり100,000円
- ・月賦…1回あたり16,660円（初回のみ端数上乘せ）

③その他

返還の際には貸与申込時からの連帯保証人（※1）のほかに保証人（※2）を立て、借用証書（貸与終了時作成）に印鑑登録証明書等を添付していただきます。

※1…申込者が未成年者の場合は、民法818条で規定する親権者又は後見人、成年者の場合は父母等又はこれに代わる者とする。

※2…申込者及び連帯保証人とは別生計で、原則65歳以下の者（未成年者不可）とする。

◇注意事項

①提出書類は、採用の可否を決定する重要な書類ですから、漏れのないよう正確に記載してください。

②添付書類の不足や記入不備の場合、選考から除外することがありますので注意してください。

③提出書類は、採用の可否にかかわらず返却しませんので、ご了承ください。

④採用の可否についての電話による直接のお問い合わせにはお答えいたしかねます。

⑤採用になった場合、初回の貸与は7月末に4ヶ月分（4月～7月分）を送金します。

その後は偶数月に2ヶ月分ずつを送金します。

◇その他

この奨学金は、秋田県内就職者向けの奨学金返還助成制度の対象となります。

奨学金返還助成制度については、秋田県あきた未来創造部移住・定住促進課のホームページ、秋田県就活情報サイト「Kocchake!」の特設ページをご覧ください。同課へお問い合わせください。

秋田県あきた未来創造部 移住・定住促進課

TEL 018-860-3751

こっちゃけ

検索

奨学金に関する申込・問い合わせ先

〒010-0951 秋田市山王四丁目1-2 秋田地方総合庁舎 5階

公益財団法人 秋田県育英会

TEL 018-860-3552

FAX 018-860-3555

Mail : postmaster@akita-ikuei.jp

申込書と提出された個人に関する情報については、この奨学金の申込み及び貸与業務（返還業務を含む）目的以外には使用しません。